

新潟大学在外研究実施要項

平成 26 年 9 月 9 日
研究推進機構長裁定

(趣旨)

第 1 本学において優秀な教育職員を育成し、研究能力の向上と共同研究等による優れた研究成果を生み出すことを目的として、一定期間海外の大学又は研究機関等で専門分野の調査研究を行う在外研究制度（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 本要項において本事業とは、本学の専任の教育職員（以下「教員」という。）が、高い教育研究水準を持ち専門分野に関するさらなる研究能力向上と研究推進のため、教員の職務の全部又は一部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じた上で、研究の場として適切な海外の教育研究機関等において、研究に専念させることをいう。

(実施期間)

第 3 本事業の実施期間は、原則として、6 か月とする。
ただし、部局等の実状等に応じて弾力的に取り扱うことができるものとする。

(資格)

第 4 本事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、本事業の実施により、教育研究水準の向上が期待できると部局長が認めた者で、かつ本事業終了後 3 年以上本学に在職見込みであり、受入予定機関の承諾を得られる者とする。

(1) 教授・准教授の場合

本学において原則として、基盤研究(B)以上の科学研究費（以下「科研費」という）を採択された経験を持っている者。

(2) 講師・助教・助手の場合

本学において若手研究、若手研究(B)、基盤研究(C)、挑戦的研究（萌芽）、挑戦的萌芽研究などの科研費を 1 回以上採択された経験を持っている者。

(推薦)

第 5 部局長は、第 4 の要件を満たす者について、所定様式に必要な書類を添付し、学長に推薦する。その際、当該教員が長期にわたり不在になることにより、当該部局における教育等において支障が生じないか確認の上で推薦するものとする。

(選考方法)

第 6 学長は、部局長の推薦を受け、審査の上、被派遣者を決定する。

第 7 第 6 の審査のために、選考委員会を置く。

第 8 選考委員会の構成員は次のとおりとする。

(1) 研究推進機構長

(2) 研究推進機構副機構長

(3) 研究推進機構長が必要と認めた者

(選考基準)

第9 選考の基準は次のとおりとする。

- (1) 計画が具体的・明確であること。
- (2) 目的達成，研究発展の可能性が高いこと。
- (3) 受入予定機関の研究環境が妥当であること。
- (4) 渡航期間の設定が妥当であること。

(職務の免除)

第10 部局長は，教員が本事業により派遣されている期間中，当該教員の教育及び管理運営業務を免除することができる。

(代替措置)

第11 部局長は，派遣教員の担当授業科目等を他の教員に担当させることや代替の非常勤講師等の配置等，教育及び管理運営上必要な措置を実施する。

第12 教員が派遣されている期間中，当該教員が担当予定であった授業等に対する代替の経費を配分するものとし，その配分額等については別に定める。

(身分)

第13 本事業における海外渡航は，出張の取扱いとする。出張に要する経費を支援するものとし，その配分額等については別に定める。

第14 旅費の支給については，原則として，本学旅費規程による。ただし，滞在が長期に及ぶことから，日当及び宿泊費については減額調整を行うことができる。

(終了後の義務)

第15 被派遣者は，帰国後，成果報告書を提出するものとする。また，研究推進機構長から要請があった場合には，研究推進機構会議において本事業で得た研究成果等について発表するものとする。

(その他)

第16 その他，本事業実施に関して必要な事項は，研究推進機構長が別に定める。

附 則

この要項は，平成26年9月9日から実施する。

附 則（平成27年6月12日）

この要項は，平成27年6月12日から実施する。

附 則（平成28年4月25日）

この要項は，平成28年4月25日から実施する。

附 則（平成29年6月7日）

この要項は，平成29年6月7日から実施する。

附 則（平成 30 年 8 月 31 日）

この要項は，平成 30 年 8 月 31 から実施する。